

高負荷率使用契約
[付帯契約型]
(城崎地区)

〈選択約款〉

2019年10月1日実施

豊岡エネルギー株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 料 金	2
7. 契約の変更または解約	3
8. 精算額	3
9. その他	3
付 則	4
別 表	4

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ城崎地区における製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガスの需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) および(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に係る費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「付帯契約」とは、ガス需給契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、この選択約款に基づく付帯契約の対象となるガス需給契約で4(1)に定める選択約款に基づく契約をいいます。
- (3) 「高負荷率使用契約」とは、この選択約款に基づきガス需給契約に関して締結する付帯契約をいいます。
- (4) 「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。（小数点以下切り捨て）

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績年間使用量}}{\text{最大需要期の実績使用量の合計} \times 3} \times 100$$

- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課せられる金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

お客さまが、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 主契約として業務用給湯パッケージ契約に基づく契約を締結すること。
- (2) 原則として本契約締結前12か月間の主契約における実績年間負荷率が80パーセント以上であること。
- (3) 主契約で定める契約年間負荷率が80パーセント以上であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、お客さまと当社が協議の上、所定の契約書で締結した時に成立いたします。
- (2) 契約期間は1年間といたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに同年数延長するものとし、以後これにならうものといたします。お客さまが次の契約期間における契約内容の変更を希望される場合には、原則として契約期間満了の2か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものといたします。
- (3) 高負荷率使用契約の締結は主契約と同時に締結するものといたします。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社とその他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

各月の主契約の料金は主契約で算定される単位料金から別表の「高負荷率使用契約割引単価」を差し引いたものを主契約の単位料金として算定いたします。

7. 契約の変更または解約

- (1) お客様がこの選択約款を契約期間満了前に解約を希望される場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に連絡していただきます。なお、この場合、お客様が当社に通知された解約日に解約されます。
- (2) 主契約が解約された場合は、高負荷率使用契約も同時に解約されます。この場合、主契約の解約日を高負荷率使用契約の解約日といたします。
- (3) 高負荷率使用契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議して高負荷率使用契約を解約することができるものといたします。
- (4) 2 (1) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約できるものといたします。
- (5) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなかった場合を含みます。）には契約期間中であっても、契約を解除できるものといたします。

8. 精算額

(1) 適用条件未達精算額

当社は、お客様の契約期間における使用実績が4 (3) の条件を満たさなかった場合は、当社がやむをえないと判断した場合を除き、契約期間中の高負荷率使用契約割引額の金額を適用条件未達精算額として、原則として契約満了の日が属する月の翌月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(2) 契約中途解約精算額

契約期間中において7 (5) でお客様の契約違反で契約を解約した場合、以下の算式によって算定される金額を契約中途解約精算額としてお支払いいただきます。ただし、解約と同時に新たに高負荷率使用契約を締結する場合、または当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解約日の直前の検針日までの} \\ \text{高負荷率使用契約期間中の} \\ \text{主契約の実績使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{高負荷率} \\ \text{使用契約} \\ \text{割引単価} \end{array} \right]$$

9. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置（適用料金）

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の高負荷率使用契約に基づき料金を算定するものいたします。

3. 本選択約款の実施に伴う切替措置（精算額）

当社は、2019年9月30日まで本選択約款の変更前の高負荷率使用契約の適用があり2019年10月1日以降、この選択約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は各月の料金に適用した高負荷率使用契約割引単価にもとづき算定いたします。

（別 表）

高負荷率使用 契約割引単価	使用量1立方メートルにつ き	2.42円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------	--------------------------